

許可番号第 02320003578 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 安城市新明町 8 番地 1 2

氏 名 株式会社 キトー  
代表取締役 加藤 健治 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許 可 の 年 月 日 平成 2 8 (2016) 年 2 月 2 6 日  
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 4 (2022) 年 9 月 2 6 日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処分 (減容固化、選別、破碎)

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 減容固化

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### イ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### ウ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 減容固化施設

ア 設置場所

安城市大岡町船人 16 番

イ 設置年月日

平成 6 年 1 月 24 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

0.8t/日 (0.1t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 選別施設

ア 設置場所

安城市新田町縦町 11 番

イ 設置年月日

平成 8 年 6 月 5 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。)

139m<sup>3</sup>/日 (13.9m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 破砕施設

ア 設置場所

安城市新田町縦町 11 番

イ 設置年月日

平成 5 年 7 月 27 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石

許可番号第 02320003578 号

綿含有産業廃棄物を除く。)	3.14t/日 (0.39t/時間)
紙くず	12.56t/日 (1.57t/時間)
木くず	12.56t/日 (1.57t/時間)
繊維くず	4.02t/日 (0.5t/時間)
金属くず (自動車等破砕物を除く。)	3.62t/日 (0.45t/時間)
ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)	12.41t/日 (1.55t/時間)
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)	18.47t/日 (2.31t/時間)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	

エ 許可年月日及び許可番号

平成13年4月20日 使用届出

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 9月27日 新規許可  
平成10年 9月11日 更新許可  
平成15年 9月27日 更新許可  
平成20年 9月27日 更新許可  
平成28年 2月26日 更新許可 (優良認定)  
令和 元年 5月27日 書換

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)